

平成24年度（平成25年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	38,039	保険契約準備金	2,295,801
預貯金	38,039	支払備金	5,177
コーポレート	45,900	責任準備金	2,290,624
有価証券	2,234,367	代理店借	75
国債	76,504	再保険借	3,501
外国証券	11,568	その他負債	5,282
その他の証券	2,146,294	未払法人税等	4
貸付金	2,865	未払金	3,732
保険約款貸付	2,865	未払費用	258
有形固定資産	0	預り金	350
建物	0	金融派生商品	936
その他の有形固定資産	0	仮受金	0
無形固定資産	0	退職給付引当金	56
その他の無形固定資産	0	特別法上の準備金	61
再保険貸	281	価格変動準備金	61
その他資産	27,796	繰延税金負債	163
未収金	24,741	負債の部合計	2,304,943
前払費用	35	(純資産の部)	
未収収益	76	資本金	68,000
預託金	71	資本剰余金	53,000
金融派生商品	2,852	資本準備金	53,000
仮払金	18	利益剰余金	△77,060
その他の資産	0	その他利益剰余金	△77,060
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	△77,060
		株主資本合計	43,939
		その他有価証券評価差額金	368
		評価・換算差額等合計	368
		純資産の部合計	44,307
資産の部合計	2,349,251	負債及び純資産の部合計	2,349,251

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、その他有価証券については期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額を計上しております。また、上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づく小規模企業等における簡便法を採用し、当期末要支給額を計上しております。
7. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
8. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
10. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
  - (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、保険業法施行規則第69条第4項第2号または第3号に定める方式なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定による将来にわたっての健全性を確保するための責任準備金を、追加して積み立てることとしております。これにより当年度に積み立てた金額は、16,348百万円であります。
11. 平成23年度の税制改正に伴い、当期より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による経常損失および税引前当期純損失に与える影響はありません。
12. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、安全性、流動性重視の運用方針としております。この方針に基づき具体的には国庫短期証券およびコールローン運用の比率を高め維持しつつ、余裕資金の一部を中長期国債に投資しております。また、デリバティブ取引については、主として当社の主力商品である変額年金商品の最低保証リスクをコント

ロールする目的で活用しております。なお、主な金融商品として、有価証券、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されておりますが、リスク管理部が一元的にこれらのリスク管理を行っています。市場リスクおよび信用リスクの状況については、定期的にリスク管理担当役員およびリスク管理委員会に報告しています。

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産については、特別勘定の運用方針に従い国内外の株式および債券等の各資産を主要投資対象とする投資信託等に投資しております。

主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	38,039	38,039	-
(2) コールローン	45,900	45,900	-
(3) 有価証券	2,234,367	2,234,367	-
売買目的有価証券	2,173,130	2,173,130	-
その他有価証券	61,237	61,237	-
(4) 金融派生商品 (*1)	1,915	1,915	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,915	1,915	-

(\*1) その他資産およびその他負債に計上している金融派生商品を一括して表示しております。

金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(1) 現金及び預貯金、(2) コールローン

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

これらの時価については、期末日の市場価格等によっております。

(4) 金融派生商品

① 為替予約取引の時価については、公表されている市場金利と評価日の為替レートを使用し算出した価格によっております。

② 株価指数オプションの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保険約款貸付（貸借対照表計上額 2,865百万円）については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができないため、時価開示の対象とはしておりません。

13. 貸付金のうち、延滞債権額は3百万円、3カ月以上延滞債権額は3百万円であります。なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であり、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

14. 有形固定資産の減価償却累計額は277百万円であります。

15. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は 2,240,042 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
16. 関係会社に対する金銭債務の総額は 20 百万円であります。
17. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は保険契約準備金 8,514 百万円、繰越欠損金 8,190 百万円ですが、これらの金額に対して評価性引当金を同額計上しており、繰延税金資産は計上しておりません。  
繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券の評価差額 163 百万円であります。
18. 貸借対照表に計上した有形固定資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機があります。
19. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 608 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 271,002 百万円であります。
20. 1 株当たりの純資産額は 32,579 円 13 銭であります。算定上の基礎である当年度末の純資産額は 44,307 百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、当年度末の普通株式の発行済株式数は 1,360 千株であります。
21. ストック・オプションに関する事項は、以下のとおりであります。
  - (1) ストック・オプションに係る当年度における費用計上額および科目名  
事業費 2 百万円
  - (2) ストック・オプションの内容  
当社の親会社である東京海上ホールディングス(株)より、当社の取締役、監査役および執行役員に対して株式報酬型ストック・オプションが付与されており、当社は自社負担額のうち当年度末までに発生した額を報酬費用として計上しております。
22. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 3,359 万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成24年度 平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	301,356
保 険 料 等 収 入		9,660
保 険 料 収 入		6,056
再 保 険 収 入		3,603
資 産 運 用 収 益		290,751
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入		325
預 貯 金 利 息		1
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金		228
貸 付 金 利 息		75
そ の 他 利 息 配 当 金		19
有 価 証 券 売 却 益		130
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		0
特 別 勘 定 資 産 運 用 益		290,296
そ の 他 経 常 収 益		944
年 金 特 約 取 扱 受 入 金		810
退 職 給 付 引 当 金 戻 入 額		95
そ の 他 の 経 常 収 益		38
経常	費 用	302,081
保 険 金 等 支 払 金		184,169
保 険		22,817
保 年 金		10,503
給 付 金		7
解 約 返 戻 金		59,813
そ の 他 返 戻 金		36,856
再 保 険 料		54,170
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		111,050
支 払 準 備 金 繰 入 額		1,603
責 任 準 備 金 繰 入 額		109,447
資 産 運 用 費 用		1,457
支 払 利 息		0
金 融 派 生 商 品 費 用		1,457
事 業 費 用		5,137
そ の 他 経 常 費 用		266
税 減 額		208
そ の 他 の 経 常 費 用		16
		41
経常	損 失	725
特 別 利 益		0
固 定 資 産 等 処 分 益		0
特 別 損 失		1,951
固 定 資 産 等 処 分 損 失		0
減 損 損 失		147
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		12
価 格 変 動 準 備 金		12
そ の 他 特 別 損 失		1,792
税 引 前 当 期 純 損 失		2,676
法 人 税 及 び 住 民 税		4
法 人 税		4
当 期 純 損 失		2,681

## 注記事項

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による費用の総額は63百万円であります。
2. 有価証券売却益は全額、国債等債券によるものであります。
3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は198百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は140,077百万円であります。
4. 「金融派生商品費用」には、評価損が1,114百万円含まれております。
5. 1株当たりの当期純損失は1,971円41銭であります。算定上の基礎である当期純損失は2,681百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は1,360千株であります。
6. 当年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業の用に供している資産について、保険事業全体で1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

保険事業の用に供しているグループについて、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 特別損失に計上した固定資産の種類と減損損失額の内訳

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
			建物等
保険事業の用に供している資産	建物等	東京都杉並区他	147

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、合理的な測定が困難なことから備忘価額としております。

7. 関連当事者との取引は以下のとおりです。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	トウキョウ・マリ ン・ブルーベル・ リ・リミテッド	なし	再保険取引 (注)	再保険収入	297	再保険貸	19
				再保険料	9,957	再保険借	863
兄弟会社 の子会社	東京海上日動シ ステムズ株式会社	なし	システム開 発・運用の 委託	業務委託料	906	未払費用	87

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 再保険取引は、一般の取引条件と同様に決定しております。

8. その他特別損失は、早期退職措置に伴う割増支給額等であります。
9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。